

事務連絡  
令和8年2月27日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

かかりつけ医機能報告における院内掲示について  
(依頼)

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
本年1月より、医療法（昭和23年法律第205号。以下、「法」という。）の規定に基づき、かかりつけ医機能報告（法第30条の18の4第1項の規定に基づいて行われる報告をいう。）の運用が開始されていますが、法第30条の18の4第1項第1号に定める機能（以下、「1号機能」という。）に係る報告事項である「院内掲示による公表の有無」を「無し」と報告することにより、1号機能の有無が「無し」となる医療機関が多く確認されているところです。

そこで、先般、医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）で報告を行った上で当該報告内容が記載された帳票をG-MISから印刷し、遅滞なく院内掲示する場合には、「院内掲示による公表の有無」を「有り」と報告して差し支えない旨、各都道府県担当者あてご連絡させていただいたところです。

しかしながら、こうした報告にあたっての考え方等の周知が必ずしも十分ではないことが原因で、各都道府県に既に報告済の医療機関の中には、報告を行う時点において院内掲示をしていなければ「有り」と報告することができずと誤認し、「無し」と報告した医療機関が多く含まれていると推察されるところです。

つきましては、貴部局におかれては、上記の考え方について、管内の医療機関等へ確実な周知を行っていただくとともに、誤認の下で報告を行った医療機関に対しては、当該報告内容の修正を促していただく等、その運用に遺漏なきようお願いいたします。